

平成21年10月1日

TDF株式会社行動計画（第1回）

全従業員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成21年10月1日から平成23年9月30日までの2年間

2. 内 容

目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする

男性従業員：1人以上、女性従業員：取得率100%

〈対 策〉

- ・平成21年10月～ 管理監督者への教育実施
社内ニュース等による育児休業規程の周知・啓発の実施

目標2 年次有給休暇の年間取得日数を一人あたり平均12日以上にする

〈対 策〉

- ・平成21年10月～ 管理監督者への教育実施
社内ニュース等での呼びかけ
- ・平成23年 3月 有給休暇取得状況の確認

目標3 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進

2日間の特別休暇に加えさらに3日間の休暇取得を推進する

〈対 策〉

- ・平成21年10月～ 労働協約での明文化
- ・平成21年10月～ 社内ニュース等での呼びかけ
- ・平成23年 3月 取得状況の確認